

熊本市産前産後ホームヘルプサービス事業応募申請書

熊本市長 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

令和 8 年度（2026 年度）「熊本市産前産後ホームヘルプサービス事業業務委託」について、次のとおり応募申請します。

熊本市産前産後ホームヘルプサービス事業の公募要件（対象要件（1）から（9）に掲げる要件）をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に全要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

事業所の概要

名 称			
所 在 地	〒		
事業担当者 所属 氏名		直通連絡先	TEL
			FAX
サービス可能な ヘルパー数（人）	政令で定める資格等も記入してください（初任者研修 10 名、介護福祉士 2 名など）		
介護保険事業所番号 or 契約政策課登録番号			
e-mail アドレス			

派遣可能地域（○をつけてください。複数可）

	全域	一部の場合（下記の派遣可能な校区に○印）
中央区		壺川、碩台、白川、城東、慶徳、一新、五福、向山、黒髪、大江、本荘、春竹、出水、砂取、託麻原、帯山、帯山西、白山、出水南
東 区		画図、健軍、秋津、泉ヶ丘、若葉、尾ノ上、西原、託麻東、託麻西、託麻北、桜木、東町、月出、健軍東、託麻南、山ノ内、長嶺、桜木東
西 区		古町、春日、城西、花園、池田、白坪、高橋、池上、城山、小島、中島、芳野、河内
南 区		日吉、川尻、力合、力合西、御幸、田迎、田迎南、田迎西、城南、杉上、隈庄、豊田、飽田東、飽田南、飽田西、中緑、銭塘、奥古閑、川口、日吉東、富合
北 区		清水、龍田、龍田西、城北、高平台、楠、麻生田、武蔵、弓削、楡木、川上、西里、北部東、植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底

特記するサービス内容（【 】の中に○をつけてください。）

保育園送迎 （複数選択可能） ※母親との同行が必要です。	☐ 徒歩であれば対応可能 ☐ 公共交通機関等であれば対応可能※ ☐ 対応不可 ☐ 応相談
病院付き添い （複数選択可能） ※母親との同行が必要です。	☐ 徒歩であれば対応可能 ☐ 公共交通機関等であれば対応可能※ ☐ 対応不可 ☐ 応相談
土曜日のサービス提供	☐ 対応可能 ☐ 対応不可 ☐ 応相談
日曜日のサービス提供	☐ 対応可能 ☐ 対応不可 ☐ 応相談

チラシ記載事項（ホームページ備考欄に載せるサービス内容等を記入ください。）

※サービス利用予約はいつまでに必要ですか？・・・（ ）日前まで

※いつまでに連絡がなければ当日キャンセルとなりますか？・・・前営業日（ ）時まで

熊本市産前産後ホームヘルプサービス事業公募要件

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。若しくは未登録であるものとの契約の特例に該当する者であること。
- (2) 本事業のサービスを適切に実施できると認められる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスを行う事業者又は同等のサービスを実施できる事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (6) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (8) 業として本件業務委託契約に係る業務を営んでいること。
- (9) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。